

苫小牧市民自治推進会議（平成26年度第7回）会議録

開催日時 平成27年3月5日（木）午後6時35分～午後8時25分
開催場所 苫小牧市役所9階 第2委員会室
出席委員 高野会長、川上委員、川島委員、竹谷委員、谷岡委員、福井委員、水口委員
欠席委員 佐藤副会長、青山委員、家守委員
事務局 総合政策部長（佐々木） 政策推進室長（木村）、市民自治推進課長（加賀谷）、
市民自治推進課長補佐（中村）、市民自治推進課主査（吉田）
報道機関 なし
傍聴者 なし

1 開会

○事務局（加賀谷市民自治推進課長） 本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。市民自治推進会議を開催させていただきます。会長、よろしくお願いたします。

2 会議

(1) 苫小牧市自治基本条例の見直しについて

●高野会長 はい、皆さん、こんばんは。今年度、26年度第7回目の推進会議を開催します。

まずですね、会議次第に沿って先に進めたいと思います。会議次第(1)の苫小牧市自治基本条例の見直しについてということで、事務局の方から説明の方をお願いしたいと思います。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） はい。それでは、事務局案の資料について、私の方から説明させていただきます。

初めに、資料の「市民自治推進会議（第5回、第6回）の概要について」と書かれた資料の説明になります。こちらの資料につきましては、市民自治推進会議第5回、第6回の会議の中で出された意見をまとめたものになりますので、内容の確認も兼ねて読ませていただきます。

「パブリックコメントで意見を出した場合、何らかのフィードバックを行うなど、活発な議論を市民の皆さんとできる体制が必要だと思う。」、「市から提供される情報は、専門的な言葉が多く使われているため、内容を理解するのが難しい。」、「市から提供される情報は分かりやすい表現にしたり、振り仮名をある程度振ってみるなど、できるだけ分かりやすく提供してほしい。」、「ホームページのリニューアルやパブリックコメントのフォームの統一化など、情報が見やすくなり、改善された部分もある。」、「市から情報を出す前に、事前に内容をどこかでチェックをするようなフィルター役がいるといいと思う。」、「文書を簡単に書くことは非常に難しいことだと思うので、職員研修などで文書の書き方を学ぶといいと思う。」、「ホームページなど電子媒体を使用できない人たちへの情報提供の方法を考える必要がある。」、「パブリックコメントなど市から情報提供を行うときは、その情報を必要とする人や関係団体に対して特に重点的に情報提供を行っていくとよいのではない

か。」「以前と比べ、市から出される情報が非常に多いため、自分の必要とする情報を探すことが大変になってきている。」「情報によって関心度の高い低いが当然あるので、例えばパブリックコメントで意見が出なくても、その情報には関心がないというだけのことで、それほど気にする必要はないと思う。」「市から出された情報をNPOなどの第三者的な機関が独自に情報の重要度をランク付けするようなことがあってもいいのではないか。」「パブリックコメントの回答はホームページ上では行われているが、意見を出した本人にも、直接、回答をする配慮があってもいいと思う。」「情報を市民の立場で市民に伝えるには、市民が動くことが必要だと思う。」「市民自治推進課には広聴の役割もあるので、各課で出されるパブリックコメントの内容を事前に確認することはできないか。」「市民自治推進課でパブリックコメントの事前確認を行うには、職員が少ないと思う。」「市民参加の周知に当たっては、授業の一環として、市民参加や市民自治を学ぶ機会があるとよいのではないか。」「今まで市民参加に関心がなかった大人の市民参加の意識向上は、難しい問題だと思う。」「市民参加の周知については、講座のような形で行ったとしても人が集まらないことも考えられる。自分の生活に関係のない話には、市民は興味を示さない。」「町内会との連携による協働のまちづくりは、重要なことだと思う。災害はいつ起きるか分からないため、町内会で防災組織を作っても、災害が起きたときに人がいなければ、防災組織もうまく機能しないといったことが考えられる。」「町内会などの地域コミュニティの中に市役所の制度に精通するコンシェルジュのような人材を有給で置いて、その人を通じて必要な情報をすぐに知ることができるような仕組みがあるとよいのではないか。また、そのような人材を地域で育てるとよい。」「市民と市役所が連携して共同体を作り、その共同体が市役所からの情報を市民に分かりやすく伝えていくとよいと思うが、ボランティアではできないと思う。」「協働のまちづくりは市民が中心になって行うということが重要であるが、ある程度の財源は必要になってくると思う。」「地域ごとにニーズは違うので、地域の町内会、NPO、会社など様々な団体で地域自治の組織を作り、地域の課題を解決する仕組みづくりが必要だが、財政的な支援がなければ難しい。」「市民の主導で協働のまちづくりを行う場合、「自分たちがプランしたことは、自分たちで責任を負う。」という考えが大事だと思う。」「困ったことは自分たちで解決しようという人たちがたくさん増えるように、市はそのような人たちが活動しやすい環境づくりを行ってほしい。」「様々な団体が協働で何か行う場合、興味やメリットがあれば活動は続くと思うが、なければ活動は続かない。」。以上が第5回、第6回の会議の概要の説明になります。

続きまして、次の資料ですが、1ページ目に苫小牧市自治基本条例の前文が書かれた別紙と書かれた資料になりますが、こちらの資料はですね、事前に事務局案として送付させていただいておりました提言書（案）の中に載せておりましたですね、「各条項に関する意見について」という部分と内容は全く同じ資料になります。説明の都合上、送付した資料とはちょっと形が違っているのですが、実は当初ですね、本日が推進会議の最終日ということもありましたので、事前に送付させていただいた提言書（案）のような、ある程度、形になったものをですね、御提示した方が答申のイメージがしやすいのではないかとということもありまして、そのような形で当初送付させていただいていたんですけども、会長の方からもですね、提言書の（案）を御提出いただきましたので、事務局の（案）の方は形を変えてお示しした方がよいのではないかとということ、形をちょっと変更させて御説明させていただきます。

それでは、内容なんですけれども、こちらは各条文ごとに出されました意見をまとめた資料ということになりますので、同じく読ませていただきます。まず、資料の2ページになりますが、2ページの一番上が、まず、第1章総則（第1条・第2条）で出された意見をまとめたものになります。「目的、定義について、「自治基本条例」自体が市民に広く認

知されているとはいえません。今後も引き続き、条例自体の周知に努めるとともに、条例の趣旨を十分に踏まえて、市民自治によるまちづくりの推進に努める必要があります。」。

続きまして、3ページ、第2章まちづくりの基本原則（第3条～第7条）、「協働の取組については、今後ますます重要になるものと考えられます。協働の取組を推進するためには、協働に関する情報を分かりやすく周知することが必要です。協働の対象となる団体は、多様な主体が考えられますが、町内会を始めとする関係団体との連携や具体的な協働事業の取組について検討していく必要があります。情報提供について、「分かりやすく情報を提供する。」という点では、以前より改善されてきており、評価できますが、「誰に対しても分かりやすく情報を提供する。」という点は課題です。誰に対しても分かりやすい情報提供の方法については、今後、一層の工夫が必要となります。「苫小牧市市民参加条例」に基づき、市民参加の取組は行われていますが、「市民参加」の定義が市民に正しく理解されているとはいえません。制度を効果的に活かすためにも「市民参加」については、一層の周知に努める必要があります。住民投票については、現在、取組を進めていますが、これまでの議論や市民の意見を十分に踏まえ、今後も引き続き、取組を進めてほしいと思います。」。

4ページにいきます。第3章市民（第8条・第9条）、「市民について、権利ばかりではなく、責務が必要ですが、市民にまちづくりの主体としての役割を自覚してもらうためには、この条例の理念をしっかりと市民に周知していくことが必要です。市民の権利についての具体的な内容は、「苫小牧市市民参加条例」や「苫小牧市情報公開条例」で定められており、特に問題はありますが、今後も条例の適正な運用に努めてほしいと思います。」。

同じページ、第4章議会（第10条～第12条）、「議会は、市民の代表として市民の意思を適切に反映するよう議会の役割をしっかりと果たしてほしいと思います。情報提供という点では、改善された部分もありますが、まだまだ、十分とはいえません。議会として積極的に情報提供を行っていくよう努めてほしいと思います。議員は、市民とともにまちづくりを推進する立場にあるということを理解し、今後も引き続き、職務を誠実に果たしてほしいと思います。」。

続きまして5ページ、第5章市長等（第13条～第15条）、「簡素で効率的な組織の運営」が行われているかは、市民からは見えにくい部分です。誰が見ても効率的な組織の運営が行われていることが、分かるよう努めてほしいと思います。職員には規定にもありとおり、常に「市民の視点に立って」職務を遂行するよう努めてほしいと思います。」。

続きまして8ページ、第6章市政運営の原則（第16条～第27条）、「説明責任については、市民と市の信頼関係を構築するために重要な責任であり、「分かりやすく説明する」という点については、一層の工夫が必要です。総合計画は、重要な計画であるということが、あまり市民に知られていないため、総合計画の重要性を市民へ周知していくことが必要です。今後も引き続き、健全な財政運営に努め、市民に分かりやすく財政運営の状況を公表していくことが必要です。職員の異動により窓口サービスが低下することのないよう、条例の趣旨をしっかりと踏まえて、職員の任用及び育成を図っていくことが必要です。今後も引き続き、職員研修を充実させ、能力の向上に努めてほしいと思います。外部評価の仕組みの整備については、検討課題としてありますが、内部評価の取組は行われているため、今後も引き続き、行政評価を実施し、政策等への反映に努めてほしいと思います。意見、要望等への対応については、以前より早く対応してくれると感じられ、評価できます。今後も引き続き、条例の趣旨を踏まえて対応してほしいと思います。市民の危機管理に対する意識を醸成することは、重要であることから、防災に関する情報提供等をしっかりと行っていくことが必要です。災害時の被害は地域で異なることから、危機管理の体制については、一層の工夫が必要です。」。

同じく8ページ、第7章条例の位置付け（第28条・第29条）、「今後も引き続き、条

例の趣旨を十分に踏まえて、他の条例等と体系的に整備するよう努めるとともに、条例の所期の目的が達成されているか、定期的にしっかりと見直しを行う必要があります。」。

9ページ、第8章苫小牧市民自治推進会議（第30条）、「この条例の趣旨を踏まえ、苫小牧市民自治推進会議の中で条例の運用をしっかり見守っていく必要があります。」。以上が別紙の説明ということになります。

次の資料ですが、苫小牧市自治基本条例の運用に関する報告書（案）と書かれた資料の説明になります。こちらの資料も、事前に事務局案として送付させていただいておりました提言書の中に載せておりました内容とですね、全く同じ中身になっております。これまでの会議の中で運用について議論されてきたものをまとめた資料ということになりますので、読ませていただきます。

「1 まちづくりに関する情報提供。まちづくりに関する情報提供については、ホームページや広報紙、また、苫小牧市市民参加条例に基づく政策形成手続（審議会・住民説明会等）、市民意見提出手続（パブリックコメント）など、様々な方法により行われています。分かりやすい情報提供という点では、ホームページのリニューアルやパブリックコメントのフォームの統一化などにより、情報が見やすくなるといった改善が行われたことについては、評価できます。しかし、まだ十分とはいえません。市から提供される情報の内容が難しく、正しく情報を把握できないといった課題があります。それは、市から出される情報には、専門的な言葉が多く使われているためと考えられますが、情報提供については、誰に対しても分かりやすく情報提供を行う必要があると考えます。また、情報提供の方法について、広くインターネットの環境が普及し、ホームページによる情報提供は、今や重要な情報提供のツールとなっていますが、このような電子媒体を使用できない人たちが数多く存在しているものと思います。そのため、このような人たちへの情報提供の方法については、一層の工夫に努める必要があります。以前と比べ、市から提供される情報が、非常に多くなったことも評価できる反面、多くの情報から必要な情報を選択しなければならないといった、新たな課題もあります。パブリックコメントについても、様々な事案でパブリックコメントが行われていますが、市民からすると自分の生活に関わりがないものには関心を示さないで、パブリックコメントについては、その情報を必要とする人たちや関係団体へ向けて、特に重点的に情報提供を行うといった工夫を考えていく必要があります。」。

「2 市民参加の周知。自治基本条例では、「市民の参加の下に市政運営が行われる。」という市民参加の原則について定めていますが、そもそも、自治基本条例自体が市民に広く浸透しているとはいえ、市民参加の定義も正しく知られていないといったことが推測されます。行政から出された情報をしっかり見るということは、市民の責任だと考えていますが、自分たちの生活に関わりが薄いものについては、やはり、関心を示さないといったことも事実としてあります。市民参加に対する市民の意識向上のためには、若いうちから市民参加について学び、正しい市民参加の定義を身につけることが、市民参加の意識向上には効果的であると考えます。そのため、若いうちから教育の場で市民参加について学ぶ機会を設ける必要があると考えます。また、今まで市民参加ということを考える機会がなかった大人の市民参加に対する意識向上は、難しい課題としてありますが、少しでも市民参加の機会に触れてもらうことが重要だと考えます。「まちづくりに関する情報提供」とも重なりますが、市からの情報は、その情報を必要とする人たちへ向けて、できるだけ内容を分かりやすく提供するといった、市民参加しやすい環境づくりに努めることで、市民参加に対する意識向上を図っていく必要があると考えます。」。

「3 協働のまちづくりに関して。生活様式の多様化など地域の課題が複雑化し、行政だけでは対応できない課題が以前と比べて多くなってきていることから、多様な担い手

と協働のまちづくりに取り組むことは、非常に重要になってきています。協働のまちづくりについては、市民が中心になって行っていくということが大切ですが、そのために市は、市民が積極的にまちづくりを行うことができる環境づくりに努める必要があります。協働の担い手については、町内会、ボランティア団体、NPO法人など、様々な担い手がいますが、やはり、市の最大の協働の相手先としては、町内会が想定されます。地域の課題は、地域の人たちで解決するということが重要であることから、市と町内会などが連携し、地域の課題を地域で解決する仕組みづくりを検討していく必要があると考えます。また、地域コミュニティの中に市の制度に精通している人材がいれば、市からの情報を正確に、分かりやすく地域へ提供したり、知りたい情報をすぐに知ることができるといったことが可能となることから、このような人材を地域コミュニティの中で育成していくといった取組も大切であると考えます。これらの協働のまちづくりを推進する取組を無償で行っていくということは、現実的ではないと考えられます。そのため、協働のまちづくりに対しては、しっかりとした財政措置に裏付けられたものであることが必要です。」。

以上が説明になります。

最後、市民自治のまちづくりを推進するためのアイデア（検討部会案）につきましては、前々回の会議の資料となっておりますので、説明については省略させていただきます。事務局からは以上になります。

●高野会長 はい。今、事務局の方から資料の中身について説明をいただきました。それでなんですが、一昨日だったかと思うんですけども、まあ、あの、追加の資料ということで、多分、あの、メール等で送付できる委員さんには送付されて、メールがちょっと使えないという方には多分、今日、この場で配られたと思うんですけども。

まあ、事務局の方から、その提言書（案）ということでもいただいたものを、まあ、私も中身を見てはいたんですけども、実際のところ、まあ、もっと具体的に、まあ、いろいろ今まで2年間の間、委員さんからはいろんな意見、見直しだけに限らず、事務局の方から報告事項ということで挙げられてきたいろんなことに対して意見をいただいていた。まあ、長くやられている委員さんの中にはいらっしゃいまして、その委員さんが、過去の委員さんですね。まあ、「こういう手続をした方がよかったんじゃないかな。」とか、「こういうふうにした方がもうちょっと、あの、市民参加がうまく進むんじゃないか。」という意見も過去には何度も出されていたのを私も聞いていましたんで、私の飽くまで私案ということで、あの、書類を少しだけちょっと作らせていただきました。

で、それをちょっと簡単に。長くなるとちょっと皆さんで議論する時間もなくなってしまっているので、簡単に説明をさせていただきたいと思います。多分、手元には資料、ちょっと何も表題も付けずに作ってしまったので申し訳ないですけども、「第1章 自治基本条例の検証」ということで、1章からちょっと簡単にですが、あの、中身、書いてある中身を分かりやすく説明したいと思います。

今回、あの、（自治基本条例の）見直しは（平成）22年、22年度でしたっけ、前回見直ししたの、22年ですかね。22年度から数えてまだ（自治基本条例の見直しは）2回目であります。で、見直しをするってことは「その条例は、どういったものなのか。」というものを確認しなければならないだろうということ、本来であれば、まあ、事務局に頼んでですね、まあ、アンケート調査でもできればと思っていたんですけども、まあ、時間がちょっとどうしてもなかったということで、「何か使えるデータがないだろうか。」ということで事務局と話し合ったところ、事務局がある総合政策部の市民自治推進課の隣、政策推進課というところがあって、（政策）推進課がですね、平成24年の6月に、あの、先ほど吉田さんに読んでもらった「総合計画の重要性」という部分に関連するんです。

けども、総合計画を作る上で、まあ、市民の方に対してアンケート調査をしていたということが分かりました。で、そのアンケート調査を使って、ちょっと、まあ、実際どういう状況だったのかっていうのは委員さん皆さんには多分、このデータって分かっている方、あまりいらっやらないと思うんで、まあ、示した上で、まあ、市民の方にもお示ししようということで、そのデータを使わせてもらいました。

で、その意識調査の結果はですね、2,000名の方に実施したそうです、当時。回答率は男性が46パーセント、女性が53パーセント、総合的なトータルでいくらだったっていうのはちょっと書いてなかったの、あえてそこは書きませんでした、半分くらいの方、1,000名ぐらいの方が、まあ、回答していたという状況でした。で、市民自治の部分については2項目だけ質問していたようで、「市役所からの情報がよく分かりますか。」というものと、「市役所がやっているまちづくりに市民の声は十分反映されているでしょうか。」という質問が二つありました。

で、質問1については、まあ、「満足してますよ。」「やや満足ですね。」っていう人は合計で2割もいなかったという状況でした。で、一方で「やや不満だよ。」とか「不満です。」っていう人は27パーセント、まあ、満足している人よりは多い。3割近い人は、不満であるという回答でした。

質問2の部分については「満足してます。」っていうような回答をした人は、わずか8.3パーセント。で、まあ、「不満だ。」「市民の声がなかなか通ってないじゃないか。」っていうふうに回答した人は、まあ、34パーセント。3割以上の方が不満だったというふうに言っていたそうです。これは、まあ、資料、あの、役所のホームページに出てるので、これは資料として付けようかなとは思っていました。

で、この数字のデータはですね、部会の方でも、あの、示しました。私の方から、まあ、提供ということで示しました。で、それらを踏まえて見直しのその部分に検討ですね。項目見直しについては、検討しました。その検討した結果が、まあ、先ほど事務局から出た、まあ、この「条例の各項目に少しずつ載ってる意見でしたよ。」ということになっています。

で、まあ、問題点についてはここで議論されて、先ほど事務局の方がきれいにまとめたので、そこの部分については、あの、今ここでお話することは特にしないで、皆さんと議論しようと思うんですけれども。ただ、まあ、あの、部会の方で「大きく三つぐらいの議題がどうやらあるんじゃないのかな。」ということで、当時、部会の方のメンバーで挙げられていたのは、まあ、市民自治であるとか、市民参加の周知不足。まあ、それは、先ほど言ったデータ上からも、まあ、明らかですねと。

で、まあ、25年度ですね。平成25年度に苦小牧市では19事案パブリックコメント、意見募集が行われたんですけれども、多かった意見、図書館の指定管理者の制度の導入があったものですから、その時に出された意見が一番多かったんですけど、それが70件でした。多くは、まあ、0ないし、1件とか2件とか。で、まあ、事案1件当たり、平均的に、じゃあ、数字出したらどのぐらいの数字なんだろうかって計算したら、70件っていう数字が大きく響いたのか、平均件数としては、まあ、4.7件くらいだろうという話になりました。で、まあ、「じゃあ、何で関心ないんだろうか。」っていうのは、まあ、皆さんと議論していった中身につながっていくと思います。

二つ目はですね、「情報提供についての問題があるのではないか。」ということで、部会では話が出ました。で、それについても先ほど説明があったとおり、「情報公開については、きちんとしてくれないと市民参加ができませんよ。」という話で、「これはもう、切っても切れない関係ですよ。」っていうのは、過去の考え方、有識者の考え方、実際に自治体運営でもそれはもう分かっていますんで、「じゃあ、何でそれが進まないのか。」っていうのはき

ちんと考えていかなければならないだろうということになります。

三つ目の部分については、まあ、先ほど町内会との、まあ、協働のパートナーとして必要があるという話が出ていましたけれども、町内会に限らずですね、地域の自治組織ってというのは、まあ、自治体の下部組織的にこれまでやってきましたと。実際、まあ、「それは過去の歴史からもそういう流れでしたよ。」というのは、それは否定するつもりは全くないのですけれども、まあ、実際のところうまく機能していないところもやっぱりあるわけで、実際、その「どうするのか。」っていうのと。まあ、あと、先ほど危機管理の部分でも話が出ていましたけれども、東日本大震災以降、まあ、国においてもその、地域の自治組織については、まあ、「活性化しなければならないだろう。」というふうに考えていますので、それは、まあ、我々の苫小牧市においても、まあ、同じ課題をやっぱり与えられているというわけであって、そこについては、まあ、「検討しなければならないんじゃないか。」っていう議論が出ましたと。

で、次、第2章になるんですけれども、まあ、自治基本条例っていうのは、まあ、自治体、苫小牧市にあってその自治体のその基本となるようなもの。自治体を作る条例の基本となるようなものであるということは、皆さん、多分、これまで2年間、いろいろなところで話を聞いているので、多分、分かってらっしゃると思うんですけれども、その部分っていうのは、やはり、我々審議会の委員さんは、皆さん、もう分かっているのかもしれないですが、多くの市民の方には、まあ、なかなか理解されていないのではないかと。で、先ほど出ました総合計画についても施策の基本方針であるんですけれども、なかなか市民に関心、興味を持ってもらえていない。

で、まあ、苫小牧市においても制度はいろいろ作られてはいるんですけれども、実際、じゃあ、出されたその、先ほど市民意識の結果というのは、結構、厳しいものであるという事実はやっぱり受け止めなければならないので、特にこの自治体の市民の方は、自治体がやっていることにはあまり興味、関心がない。先ほど、事務局の書類にもありましたが、どうやら、ないのかもしれませんが。ただ、「それでは、じゃあ、そのままでいいのか。」っていう話にやっぱりなるわけですから、「その部分をどうしていこう。」「どうしなければならないのか。」というのは、やっぱり具体的に市の方に、我々審議会の方からもぶつけなければならないのではないかと。というふうに考えて、書類を作っているということになります。

で、中身、読んでいきますけど。まあ、先ほど市民意識の結果、低かったという部分と、まあ、あと、昨年、実施された市長選挙の投票率も、まあ、過去最低の39パーセント、40パーセントにいかなかったという事実は、やっぱり真摯に受け止めなければならないだろうと思います。

ただ、まあ、市民や町内会としても、まちかどミーティングであるとか、それ以外の部分で要望活動等をされているというのは、皆さん、新聞に載ったりとか、実際、町内会活動されている方もたくさんいらっしゃるの、あの、「やっています。」っていうふうに言うんですけれども、市役所の担当者に話をしてもなかなかうまく解決しない。あと、求めてた結果と全然違うことをやってしまったりして、「いや、それじゃなかったんだけど。」っていう、やっぱり問題が出てきているというのもちらほら聞いたりします。それは、やっぱり職員自身が「(自治)基本条例っていうものは、どういうものなんだろうか。」とか、そういった部分にも関係してくる話だとは思っているので、まず、その我々市民も、もちろん知らなければならないんですけれども、まあ、市役所の職員であるとか市議会議員の方も含めて、まあ、あの、市民参加とか市民自治の重要性をまず理解していただかなければならないだろうと。

で、役所もこれまでいろいろな手続、あの、していただいて（市民）参加条例作ったり

であるとか、まあ、あと、ボランティアの方がパンフレット作ったりであるとか、そういう活動をしているというのは、過去の審議会で、多分、報告されているので皆さん分かっているのかもしれないんですけども。それは、飽くまでハード面の制度ばかりですから、あの、「市民が実際どう思っているのか。」とか、「市民の目線になった部分について、やはり、もうちょっと考えてもらわなければならないのではないか。」ということで、（自治）基本条例の方をベースにした提案ということで、まあ、以下の四つを提案しています。

簡単に読み上げると、まあ、「自治体の主役は何度も言っているとおり、市民ですよ。」っていう部分ですね。その部分について、まあ、（自治）基本条例がそういうふう書いてあるんだから、「ちゃんと皆さん、もう一度確認しましょう。」「それは、市民、職員も含め、議員さんも含め、皆さん、再度、確認しましょう。」ということですね。で、まあ、そういう基本方針を考えた上で市民主役のまちづくりを今後も進めていこうというのであれば、職員向けの協働ガイドラインというのは昨年だったかと思うんですが、制定されたんですけども、これを逆に職員じゃなくて、市民の方が、まあ、どうやったらうまくできるのかっていうようなガイドライン的なものを、まあ、「制定してはいかがでしょうか。」という提案を、まあ、一つ目にまとめました。

二つ目なんですけども、先ほど事務局の市民参加の周知というところでも少し触れられていたんですが、あの、まあ、「教育の場で市民参加であるとか市民自治について学ぶ機会を設けないと、なかなか、そういうふうな（市民自治や市民参加について）理解できないんじゃないか。」っていうのは、まあ、過去の委員さんからも何度も出ていた部分なんで、事務局の案は、あの、まあ、「やった方がいいんじゃないか。」っていう軽い感じなんですけれども、具体的にもうちょっと踏み込んだ提案をしたいと思います。

資料ということで、後ろ方に資料1と2って私がエクセルで作った資料があるんですけども、ちょうどですね、今年の1月29日にですね、苫小牧民報に面白い記事が載っていて、主要9都市の1人当たりの図書購入費というのが出ていたんですね。で、民報は予算、2014年予算ベースで、まあ、「1人当たり、これぐらいの金額ですよ。」っていうことで挙げていたものがあって、数字で出てたので、ちょっと面白いなと思って見ていたものがあったのですが、まあ、道内でもこれ、結構、低いところに。下から数えて3番目っていう、ちょっと残念な結果になっているんですけども。じゃあ、「なんでこれ、資料で出したのか。」っていうとですね、先ほどちらっと話したパブリックコメント、意見募集手続の件数が苫小牧の場合、随分、低いなど。「他の自治体に比べて、低いんじゃないのか。」っていうような、この審議会で、あの、度々出ていた話だと思うんですけども。ちょっとその主要9都市と、じゃあ、出ている9都市の、まあ、中で皆さんどこの自治体もパブリックコメント必ずかけますから、実施している事業とその件数ですね。あと、平均はどれぐらいの件数が出ているのかっていうのを照らし合わせて見てみたら、何か面白い結果が出るんじゃないかと思ひまして、調べてみたのが資料の2番目になります。で、残念ながら、ちょっと北見市がですね、パブリックコメントの件数がちょっと公開されていなくて、まあ、問い合わせれば回答してくれたのかもしれないですが、ちょっと私も作っている時間がなかったので、ちょっとそこは割愛しました。

で、まあ、道内主要、今度、9都市から8都市になったんですけども、札幌と旭川、函館、釧路、苫小牧、帯広、小樽、あとは江別ですね。その8都市のパブリックコメントの件数と図書購入費の金額を比較したらですね、ちょっと面白い結果が出まして、パブリックコメントの件数が多いところはですね、図書の購入費も多いという面白い結果が出るんですね。

まあ、「それはじゃあ、どういうことなんだろうか。」っていうふうに考えれば、義務教育の小学校と中学校ベースですから、義務教育の間にどれだけ子供たちが本を読んでいる

のかっていうだけのデータではあったんですけども、そういう間の行動であるとか活動ですね。そういったものが、もしかすると今後のまちづくりに大きな影響を与えているのかもしれないということがよく分かりました。で、これが全く反比例するような結果が出れば、まあ、そうじゃないだろうとは思いますが、まあ、大体、比例するような内容の結果がやっぱり出てしまった以上は、そういった可能性が、まあ、大いに考えられるだろうと。

で、実際、まあ、教育方針として、まあ、そういうのをやっている自治体もあるわけですから、まあ、今後、苫小牧市においても、まあ、なかなか限られた時間だというのは私も聞いていますけれども、一定の時間を設けて、市民参加であるとか市民自治の勉強する機会を与えてあげた方がよろしいのではないかと。

で、まあ、その時にはですね、昨年、まちかどミーティングで出られた方はもしかしたら分かるかもしれないですけども、若手の職員の方がプレゼンテーションしていただいたんですが、そのプレゼンテーション、結構、面白かったんですね。で、そういうふうにはやっぱり若い職員が自分たちで勉強して、それを、まあ、子供たちに伝えるっていうのは、やっぱり子供に伝えるのはなかなかやっぱり難しいことだと思いますから、子供たちにとっても職員、「公務員って、どういう仕事してるんだろう。」という勉強する機会にもなりますし、まあ、職員にとっても、まあ、いいプレゼンの機会になると思いますので、まあ、学習の機会を設けるとともに、まあ、そういう若手の職員の勉強の場、育成の場っていうふうにも、まあ、使ってもらえればいいのかなというふうに思っています。

で、三つ目は、まあ、総合計画のときにですね、あの、先ほど、まあ、アンケート調査していたっていうのが分かったんですけども、あの、まあ、そういったものだけに限らずですね、あの、「市民参加とか市民自治についての、まあ、興味、関心くらいは、定期的に、あの、データ採りをしてはいかがでしょう。」と。で、集めたデータっていうのは科学的にいろいろ、分析、料理、調理することはできると思いますので、まあ、そういった料理（分析）をできるような職員も含めてですね、あの、採用して、まあ、データを使った市民参加、市民自治っていうのは、まあ、これから進めていった方がいいのではないかっていうふうに求めているということです。

四番目については、まあ、これまでですね、苫小牧市については、人口が、まあ、わずかながらでも増えている。まあ、珍しい自治体であるというふうに言われていましたけれども、昨年ですかね、あの、これも新聞報道されてましたけれども、まあ、人口減少という話になりました。で、たった4年前には、まあ、「過去最高の人口でしたよ。」っていうふうに言われていたんですけども、4年後ですね、たった4年で、まあ、人口減少という結果になってます。で、まあ、25年後には、消滅自治体とかっていうふうにテレビであるとか新聞等で報道されてますけれども、「苫小牧については消滅はしませんけど、人口14万人くらいになるでしょう。」という結果が出てます。

で、人口が減るということは、まあ、入ってくるお金も減るわけで、まあ、一方で超高齢化社会っていうのは必ず、あの、都市部以外のところでは起こってきますから、まあ、高齢化社会が起こってくるということは、まあ、いろいろなお金が高齢者の方に使わなければならないということになって、自治体の、まあ、財政支出が急激に増えていきますよということですね。で、まあ、岩倉市長はもう何年も前からその話をずっとまちかどミーティングでされているっていうのは私も聞いて分かっているんですけども、やっぱりその説明もなかなか難しく、市民の方は、そんなふうにあんまり、こう、重要視していない方がどうやら多いのではないだろうか。

で、実際、そういう現実をですね、やっぱり市民の方には、あの、分かっていたかなければならない、もう時期にきていると思うので、そういった市役所がやっているような

こととか、そういった事実を市民に説明するっていうのは、今の市民自治推進課のこのメンバーだけではなかなか難しいのではないかということで、「もう少し、あの、人を増やした方がいいんじゃないでしょうか。」というような提案をさせていただきました。

二つ目の部分について、情報公開の話になるんですけども、これも先ほど事務局の方で作った内容で、まあ、ホームページができたりして、いろんな情報が、まあ、あの、出てきてますよと。ただ、まあ、情報があまりにも多すぎて（見たい）情報にたどりつけない。まあ、あと、若しくは先ほど出ていたとおり、高齢者の方の場合だと「情報にアクセスする、まず、手段がないよ。」と。そういう方もたくさんいらっしゃるので、なかなかうまくは行ってない（情報提供ができていない）だろうと。これまでの紙媒体の書類についても、難しすぎてよく分からないという話がやっぱり出てました。

で、これまで苫小牧市については、まあ、条例作ったりであるとか、まあ、いろいろなやり方で市民の方に情報提供してきたと思うんですけども、やっぱり対象となっている市民の方っていうのは、あの、なかなか想定されずに、こう、一方的に（情報提供）されてきた部分っていうのも、あの、結構あるのかなと思います。で、情報提供の部分については市民自治の最重要な部分なので、まあ、まず、市民目線に立った上で、改善していただきたいということで、これについては、5つの提言という、具体的な提言をさせていただきました。

で、一つ目は、まあ、あの、先ほども出ていたとおり、書類には、まあ、「振り仮名ぐらい付けてくださいね。」という話ですね。やはり、小学校6年生くらいの人で、まあ、読めるような本だと、結構、分かりやすかったり、あと、まあ、池上さんの本とか読まれたことあるかどうか皆さん分かりませんが、書いてる内容って、結構、そのくらいの子供でも分かるようなふうにして書いてるのを見ると、本当に分かりやすく書いてるんですよ。やっぱりそれくらいの年代の人でも書いてある内容がすぐ分かるようなものをやっぱり必要だと思いますので、そういうような。ただ、振り仮名振ればいっていいわけではないと思うので、そういう中身を含めてですね、分かりやすい文章づくりを心掛けがけてほしいというのが、まず、一つ。

二つ目は、その情報はたくさん流れてくるわけですから、関心のないものも、もちろん当然あると思いますし、その中に逆に興味、関心が高い情報が、全然、すぐアクセスできないところにあたりするっていうことも逆に考えられます。で、市民の関心が高そうな情報であるとか、まあ、そういう市民に意見をたくさん出してほしいというふうに考えているようなパブリックコメント意見募集については、まあ、この前の審議会でも出てたんですけども、まあ、（情報の）重要度を示すような、あの、指標の策定ですね。例えば前回は、まあ、「星三つにする。」とか「四つにする。」とか、そういう（星で情報の重要度を示す）話が出てましたけども、そういうふうにはパッと見て分かるような、あの、ものを作ってほしいという部分ですね。で、「その重要度は、じゃあ、誰が判断するのか。」っていうのもこの前、話に出てましたけども、それは、まあ、市の職員が判断しても意味がないわけですから、その部分は、まあ、次項、三つ目のところで話しましょうということで、三つ目のところですね。

まあ、高齢者を始めとして情報弱者については、まあ、あの、情報の、あの、提供のためにですね、先ほど出てました、前回も出ましたけれども、有給で地域のコンシェルジュみたいな方を、市民ないし、まあ、これ、NPOみたいな団体でもいいと思いますけれども、養成して、まあ、地域の自治組織、町内会であるとか、自治会。あとは、もしかするともっとそういうのじゃない大きな地域の部分でも構わないと思いますけれども、配置するように求めましょうと。で、まあ、これは高齢者の方であるとか、役所のその情報にアクセスしたいけどうまくできないような方の代わりにコンシェルジュの方がホームページ

をダウンロードしたり、まあ、代わりに手配したり、市役所に連絡したりするというような制度を作ってはいかがでしょうかという要求です。

で、ただ、そのコンシェルジュもなかなか、その、すぐには養成できるものではありませんから、高齢者の方とかの場合は民生委員さんであるとか、介護事業者の方とか、これから市の方でも制定を考えているであろう市民後見人の方々ですね。そういった市民の方は活動されている市民の方を対象にですね、市民自治であるとか市民参加も一緒に覚えていただいて、そういった高齢者の方でアクセスしたいけどできないというような、声を出しにくいとか出してないような市民の方にですね、ニーズをつかめるような制度を導入してほしいというのが四つ目ですね。

五つ目なんですけど、市の公共施設において、まあ、今、コトマとかには何か置いてたりするんですかね、その市の情報提供のそういうのは。まあ、公共施設に一部置いてるところもあるようなんですけれども、市立病院も市の施設ですし、図書館についても指定管理とはいえ市の所有でありますから、まあ、そういう人の集まる場所ですね。そういったところには、やっぱり市民に対して情報提供できるような掲示板であるとか電子端末ですかね。そういったものを置いて、情報にアクセスできるような制度を作ってはいかがでしょうか。これは審議会（検討部会）の中で委員さんから出ていた意見だったので、それは設けてもいかがでしょうかということで提示しました。

で、六つ目、番号一つずれてますね。六つ目なんですけれども。まあ、自治基本条例っていうのは先ほど事務局の書類にもあったとおり、議会の部分についても規定されているわけで、「議会だより」は昨年でしょうかね。（昨年）からは発行されて一定の評価をすべき部分があるとは思いますが、情報公開っていうのは議会だより出せばいいっていうものではないと思いますので、これはまだ、不足しているのではないかと。で、個人の方、議員さん個人の方は、自分自身で報告会とか、政党ですかね、そういうので報告会というのはされているようなんですけれども。これは、まあ、議会全体としてですね、自治基本条例では、まあ、「政党だからやれ。」とか、「個人だからやれ。」とかということではありませんので、議会が市民に対してですね、あの、情報の公開とか提供をしなければならないというふうに書いてますから、それは、まあ、「やってくれないと困りますよ。」という部分を提案しています。

で、最後の、地域自治の部分ですね。地域自治組織の部分なんですけれども、町内会とのその兼ね合いとも関連してきますが、まあ、もう4年経ちますけど、東日本大震災についてはですね、太平洋側の自治体について、まあ、市役所だったり、まあ、町役場の庁舎が使えなくなって自治体として機能できなかったという、まあ、これは誰もそんなこと考えてもいなかったということが実際、起こりました。

まあ、実際、自治体の多くは、まあ、お金がないわけであって、財政悪化で職員（の数）も大分カットされてしまって、非難誘導とか非難所の運営ですね、そういった部分で自治体の職員が関与できないというふうに、あの、いろいろ苦労したよという、まあ、実際に、自治体にアンケートをとった結果が私も新聞で見たんですけど、そういうふう感じた自治体の職員、自治体が多かったよという話です。

で、まあ、そうした自治体の特に、じゃあ、その避難所の運営とか、あとはその、仮設住宅の地域のコミュニティの部分。運営っていうのは、じゃあ、誰がやっていたのかっていう話なんですけど、それはやはり地縁組織である町内会であるとか、自治会という部分が自治体に代わっていろいろやっていましたと。で、そういった兼ね合いもあって、地域組織、地縁組織がやっぱり重要じゃないのかっていう話が再認識されたという部分があります。

ただ、まあ、地域組織、地縁組織はですね、これは委員さんからも出てましたけども、

高齢化が進んでいますから、実際、まあ、休会するような町内会であるとか、問題が起こってもなかなか対応できないというような、あの、っていう部分在实际は、あの、町内によっては存在していると。で、「じゃあ、苫小牧市は、じゃあ、どうなんだ。」っていう話なんですけど、まあ、これまでは町内会が協働の受け皿として先ほど事務局の書類にもありましたけども、防犯であるとか防災について、あと、「地域のまちづくりについて」っていうのは担っていましたよ。ただ、まあ、町内会の組織率は60パーセント程度。で、高齢化率っていうのはちょっと分からないんですけど、実際、市役所のその何々町の高齢化率とかっていうのは全部ホームページで出てるんですが、それと、まあ、ほぼ、リンクするでしょうという下の市民生活課の回答でした。

で、苫小牧の場合、そして東西に長い自治体ですし、海岸線があって背後には樽前山もあって。まあ、この前、去年は水害ですかね。大雨で、まあ、地域によっては冠水したようなところもあって、災害が起こったときっていうのは、市全部が被害を与えられるっていうわけではなく、多いところもあれば少ないところもあるというような状況だと思うんです。こうした現状だと、まあ、「苫小牧市で、じゃあ、うまく活動できるんでしょうか。」という、「やっぱり、問題があるんじゃないか。」っていうのは、この審議会の中でも話されてきました。

で、一方で、まあ、私たちが住む地域には町内会の他にも小学校とか中学校もありますし、PTAとか、あと、高齢者の方の見守りしている地域包括支援センター、民生委員、NPO、会社法人とか様々な団体が活動していますけど、活動している団体はいろんな情報とか持って、いろいろ自分たちの関連することやりますけど、なかなかそれを、じゃあ、縦横の関係でうまくできるのかっていうと、なかなか難しい。まあ、個人情報に関わる問題だと、なかなかできないよ、とかって話はあったんですよ。ただ、やっぱり災害時は、まあ、そんなこと言ってもらえないだろうと。実際、まあ、苫小牧市においても検討してるようなんですけど、そういう、「災害時にはちゃんと情報を提供できるような制度づくりをやっぱりした方がいいんじゃないか。」っていうのを庁内的には検討しているんですけど、なかなかやっぱりうまくはいっていないと。それが役所が持っているデータだけで、「じゃあ、はい、やってください。」って、町内会にやってくださいといっても、なかなかできるわけではないので。まあ、その、同じ町内だったら町内とかにある他のいろんな団体と協力していかなければ、いけないんじゃないかな。相互補完の原則という言い方になるのかもしれないですけど。

お互いが持っているところをいろいろ補完し合って、一つのその地域をうまく構成できればいいんじゃないのかなっていう、まあ、時代の流れですね。時代の要請が、今、ありますよっていう話は、前回、前々回させてもらったと思うんですよ。その部分を踏まえて、まあ、提言ということで。

あの、一つ目はまず、基本条例の中にはちょっと、まあ、その、町内会とかそういう部分をどうするのかっていう、その、規定がどうもないので、それはちょっと、考えなければならぬのかもしれないなど。これからの時代の流れからすると、ならないのかなっていうことで、制度の考えを、考えてくださいっていうお話です。

で、まあ、二つ目ですね。あと、基本条例26条で危機管理の制度っていうのは具体的に規定されているんですけども、まあ、そういったところで前回お話したような地域自治のその組織みたいなのを作って、あの、今後きたるべき、まあ、人口減少時代や万が一の災害時に市民の安全を守るために、まあ、そういったものを作ってはいかがでしょうか。

三つ目としては、まあ、先ほど、これ、事務局の話にも、「地域活動するにはお金がかかります。」という話が出てましたけれども、地域活動するのに確かにお金がかかります。で、実際、今も補助金を市役所の方から町内会の方に会員の人数だったと思うんですけど、

（人数）割りで配られてはいるんですけども、やっぱり自主的に運営するには「補助金をもらっても、これには使えるけど、これには使えません。」っていうような縛りのあるような補助金ではうまくできないと思いますんで、包括的な補助金、包括補助金っていうふうに言うんですけども、自由に使えるようなですね、「使途はあんまり問いませんよ。」と。自由に使えるような補助金をあげないと、まあ、なかなかうまくできないのかなど。

で、じゃあ、自分たちのその補助金だけで活動するっていうのもなかなか難しいと思うので、あの、地域自治組織の中には、市役所から業務委託を受けて仕事をもらってやっているっていうところも中にはあるんですよ。で、例えば考えられるものとするれば、地域の街路樹の剪定とか、そういったものとかは、自分の家の近所だったらできるよとか、又は防災用具の管理とかそういうのだったら、防災倉庫も今、結構できてきてますから、そういうのだったら自分でできますよっていうのであれば、役所から業務委託を受けてお金をもらえる。自分たちで活動できるお金をもらえるような制度づくりをした方がいいんじゃないでしょうかっていうものですね。

で、それはもちろん自分たちでやるっていうことは、自治体にとってもメリットが。「協働って言って、言葉では、なかなか、言えるんですけど、じゃあ、実際、何やってるんだ。」っていったら、なかなかそのパツと答えられないのと一緒で。まあ、「協働のまちづくり」とか「福祉のまちづくり」とかっていうのであれば、そういった部分で、自分たちも行動できるような制度づくりを市の方もしてほしいなっていうことで、そういう提案をしたとていう部分ですね。

ちょっとすいません、長くなったんですけど、そういう話をまとめたものを、まあ、提言書として、まあ、飽くまで私の私案ということで出させてもらいましたという話です。

で、長くなりましたが、まず、最初の事務局案とですね、私が説明した案について、皆さん、普通に不満であるとか、まあ、疑問であるとかいろいろあると思いますので、その部分について議論していきたいと思うんですけども、この案について質問等ありましたら、発言していただければと思います。

なかなか、今、ザッとしか読んでないので、ちょっとじゃあ（質問するの難しい）っていう話かもしれないんですが、川島先生、何か。

●川島委員 ええと、今、ちょっと会長のね、御質問のところがちょっと私にはピンとこなかったんですけども。あの、事務局案っていうのは、さっき、あの、吉田さん読んでいただいたこちらの別紙うんぬんということですよ。この中で各章ごと、いくつかまとめたブロックの中で、この条文を見て意見が出ましたよという案。

で、会長の方から、今日、改めてこう、出した部分に関して、もう少しこう、内容をですね、あの、ここに盛り込んだらいいんじゃないかという、そういう意味ですよ。

●高野会長 そうです。

●川島委員 で、そういったときに、あの、まあ、これ、こう、提言という形でいくつか出されたものなども、こういう中に載せたらどうかという、そういう事柄ですか。

●高野会長 そうです。条文については、見直しする必要性が、あの、部会でも、あまりないのではないかと。まあ、この本会議でもあんまりないのではないかと。ただ、やり方については、手法については、まあ、もっと改善しなければならないだろうというのが、まあ、部会も含め本会議でも出ている意見だったので、それについて、じゃあ、もうちょっと具体的に市の方に投げ返してあげようという内容を、まあ、私が作ったということです。

●川島委員 ということは、あの、この苦小牧市の自治基本条例という部分での部分。で、それに対して更なるですね、あの、検討項目ということで会長の方がこういった提言をですね、この本体とは別にね、「別冊子として加えていったらどうか。」という、そういう御提案ということで理解していいんですね。

●高野会長 一冊の提言書の中に盛り込んでもいいとは思いますが。それはもう、皆さんと議論して考えていかないと。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） ちょっと補足というかですね、ちょっと議論の前に整理したい部分がございますので。

まず、今日、お配りをした中のこの枠表の中で、あの、いろいろ出てきている別紙「苦小牧市自治基本条例」と書かれている資料につきましては、これは、部会を中心としてですね、「自治基本条例の条項の項目自体がどうか。」ということを精査していて、あの、1月と2月の会議でですね、「その部分の改正は必要ない。」という結論をいただいております。この部分については事務局といたしましては、改正の必要がないということで答申をすべきだと考えております。

ただ、これに併せてですね、「条文の改正は必要ない。」という結論はいただいたんですが、でも、「それに対する運用が、本当に、あの、妥当だったのかどうか。」ということは、皆さんの意見を十分に踏まえて、市長にお返ししていく必要があるのではないかとということで、「苦小牧市自治基本条例の運用に関する報告書」ということで、1枚ものの紙で両面で書かれているもの、これが事務局の方で当初考えた案ということになります。

で、それとは別に今回、あの、高野会長の方からも「運用については、このような報告でまとめた方がよろしいのではないか。」というものが御提示されましたので、それで、まあ、事務局の案と、今、高野会長からお示しいただいている案とそういうようなものが、二つ出ているということなんですね。

それで、最終的には、それは一つという形で出ていくのが望ましいと考えておりますので、そういうことであれば、「具体的に出てきた案について、その内容について確認をしていく必要があるのではないか。」という、今、会長の検討の趣旨かと思えます。

●川島委員 なるほど。

で、ちょっと私の素朴なね、意見として。高野会長、非常にこれまでの御経験から内容のね、問題点の本質等をですね、浮かび上がらせてもらって、まあ、非常に、あの、詳細にね、提示していただいたっていうのは、すばらしいというふうに思っています。

で、ただ、これをあの、どうなんでしょう。報告書の中に、一つに、これ、まとめるっていうふうな形っていうのは、非常にこれはですね、あの。中身の統一性という点に関して、若干、ちょっと、こう、ずれが出てしまうんじゃないかなっていう部分ですね、ちょっとこう、危惧されるかなという気はするんですよ。

ですから、まあ、あの、一つのこう、完成された提言に関しての、まあ、補足的なというか、今後あるべき検討という形でその、例えば提言の部分のこう出していくとか、そういうようなまとめ方ならばね、あの、ちょっと私も分かるかなと思うんですが。もう、高野会長の作られたもの、そのままこう、あとで別紙という形で一緒に一部、二部みたいになってくると、ちょっとこう、あの、意味合いがね、分かりづらい。逆に分かりづらくなっちゃうかなという危惧もちょっとするなあとというのが、ちょっとこう、聞いた印象です。すみません、印象ですけど。

●福井委員 はい。やっぱり僕も川島先生と同じような感じで。あの、この、皆さん一番最初に説明された「第5回、第6回の概要について」っていうのは、多分、聞き覚えもあるし、まあ、こうだったなあっていう。まあ、若干、足りない部分も若干はありますけども、まあ、おおむねこれが、あの、私たちが意見を出したような内容になってるかなあと思うんですけども。ここを踏まえると、あの、この、先ほど事務局案、この「苫小牧市自治基本条例の運用に関する報告書案」っていうやつですね。ここは一応、これを網羅された形になっているというのは何かよく理解できるんですよ。

で、ただ、やっぱり皆さんからの、あの、幅広い中での意見をまとめると、やっぱりどうしてもこのような形にしかならないのかなと思いますし、あの、全然これは間違っていないし、非の打ち所がないようなものになってるんですけども、やっぱり会長は、「これじゃあ、具体的でないから足りないんじゃないか。」ということで、新しくこう、出していただいたので、まあ、これは本当に具体的なことで、非常にいいんですけど。

ただ、今回の提言っていうかね、市長への答申するに当たって、こちらをやるには、あまりにもこう、皆さんの意見っていうかコンセンサスが取れていない部分が多くて、今月中に市長に答申するのに間に合わせるには、これ、じっくり皆で話し合うっていったら何回も会議やないと駄目な感じを受けるんですよ。

で、あの、やはりこう、高野会長は今まで経験積んでたものもあるし、今まで勉強してきたものだとかもあるので、かなりこれは高野会長の私案に近い部分がやっぱり強いので、これをこの会の答申に入れるっていうのは、やっぱりちょっと無理かなと思いますので。やるとしたら、もうちょっと形を変えて、事務局の方で用意してもらったこちらの案に高野会長の案で盛り込まれていないところが何か所かあるので、それを盛り込む程度にして。

で、あとは、これ、もったいないんで、何かでは示したいんですけども、ちょっと答申の中に入れるのは、ちょっと難しいかなとは思いました。まあ、次回、あの、この会議、また続くと思いますので、そちらの方の何か検討項目として、そちらの会にまた引き継いでもらうだとか、何かちょっと別な方法を考えるべきかなと僕も思います。以上です。

●高野会長 はい。他に。

どうなんでしょう。具体的なこう、何かこう示す。まあ、ちょっと時間がないので何とも言えないんですけど、示した方が、まあ、僕は事務局の案は確かにきれいにまとまっていると思うんですけど、何か具体性があまり感じられないなという部分があるんですよ。

例えば具体的なもの、何か出した方が僕はいいのかなと思うんですけど、それを検討して、内部で検討してもらおう。次年度以降で検討するでもいいと思うんですけど、検討してもらった方が話は進めやすいのかなと。議論しやすいのかなと思ったので、結構、具体的な部分を示したっていう部分はあるんですけども。まあ、提言書に盛り込むのか盛り込まないのかっていうのは、皆さんと一緒に考えなきゃならない話なんですけど。

具体的なものを盛り込んだ方が、市長に投げた方がいいのか、それとも、抽象的なもので留めておいて、まあ、あとは「次年度以降の委員、会議で決めてくださいよ。」って言った方がいいのか、その辺は、まあ、そこはクリアになれば、おのずと多分、答えは出てくると思うんで、その辺はどうなんでしょうかね、委員さんの方。「こう、何かズバっと市に伝えた方がいい。」という考えももちろんありますし、「いや、抽象的なものでもいいだろう。」という考えも、それももちろん当然あると思うんですけど。

●福井委員 これちょっと、あの、事務局に質問なんですけども。提言書が出て、より具

体的なものが出た場合、やはり受け止める側としては、それをやらなければいけないかという検討に入るとい形になりますか。

というか、市長からは、これをやれだとかいう話になってしまう。

○事務局（加賀谷市民自治推進課長） 市長から「やれ。」というよりは、やはり、あの、委員さんからの提言ということで市長に答申されたものにつきましては、中身に関してはそれぞれの部署で、あの、それを踏まえて活動するというような形になりますので、それに目指してやるべきものっていうふうに自治基本条例というものの見直していうことで、そこはそれに向けてやっていこうという気持ちを持って向かうということにはなると思います。

●福井委員 あの、具体的なものと具体的じゃない、あの、趣旨は同じだけでも、より具体的なものとそうではないもので受止め方ってやっぱり違いますか。

○事務局（加賀谷市民自治推進課長） 今回の内容につきましては、おおむね、全然違う内容で出されているというふうには私も認識はしていないわけで、ベースはもう同じ方向になっていると思うんですね。

更にこう、より本当に、先ほど「次年度に向けて」っていうことであれば、まあ、その中で「少しずつ、どういう方向でやっていくか。」ということこれから決めていくというときにですね、例えば「もう、これをやった方がいいんじゃないか。」っていう意見が今、ここで次年度のときですね、新しいメンバーの中で出てしまっているっていうことがどうなのかというところが、私、個人的な意見ではありますけれども。

そうではなくて、それに向かっていくような形のイメージで答申があるべきかなというふうには考えています。

●福井委員 まあ、あの、先ほど僕がその、次年度に持ち越すっていうのはその、参考資料として、例えば「教育の問題では、具体的にはこんなことが前回の会議で出ましたよ。」っていうことで、それに対して市の方で縛りがあるとかではなくて、この推進会議の中での参考という捉え方なので、それは会議の中では問題ないですけど。

市の方がより具体的なものが出て、そしたらある程度判断すると、「これはできませんね。」っていう判断になると、そこでなくなってしまうっていうこともあるのかなと思ったら、やっぱりこう、理念だけは残しておいた答申の方がより効果があるっていう場合もないのかなと思って、今ちょっと質問させてもらったんですけど。

○事務局（木村政策推進室長） まあ、当然、市民自治推進会議としての「具体的なこういうことをすべきだ。」というような提言をいただいた場合は、かなり重たい、市としては重たいものになると思いますので、そこは、各現課においてできるのか、できないのか、どうやったらできるのかっていうものを検討していく。その中で最終的にできないものはできないということになるかもしれないですけども、そういうような形で受け止めるような方向になると思います。

●福井委員 かなり重たく受け止めてくれるということだ。

●高野会長 そうすると具体的に載せた方がいいんじゃないかって。

●福井委員 それは、皆さんどう考えますかね。

●高野会長 まあ、例えばですけど、私の私案の中で出した、その、まあ、教育の機会の中で勉強してもらってというのは、これは事務局の案にも出てたわけですし、これ、過去の歴代の委員さんからも、ちらほら出ていた意見であると思うんですよね。なので、例えばこういうものは多分、まあ、過去にも出てましたし、実際、事務局もその認識はあるという話だと思うんで。例えばそういうところをもっと具体的にこんな感じで。なかなか教育行政なので、そううまく伝えるのは難しいのかもしれませんが、僕も何回か言ったことがあるのは、「のびゆく苫小牧」ってありますよね。協働学習の副読本みたいの、5年生くらいに確か配られていると思うんですけど。

まあ、ああいうようなものを実際、まあ、パンフレットは去年、一昨年でしたっけ、子供向けのやつ作りましたよね。ボランティアの人たち来てもらって、まあ、ああいうのもっと本格的なものですよね。「副読本的なものを、じゃあ、作ってください。」っていうような提案をすると、「それ、検討します。」っていう話にやっぱりなるんですか。

教育の重要性は、まあ、理解しましたと。まあ、それは提案、多分することになる。この、あの（答申の）中ですることになると思うんですけど、じゃあ、実際にどういうやり方がいいのかとかっていうふうになると、なかなか難しいのかもしれないんですが、「じゃあ、副読本くらい作ってくれよ。」とかっていうふうに提案したとすると、「検討します。」っていう話になるんですかね。

○事務局（木村政策推進室長） この、自治基本条例に対するですね、皆さんの今までこの条例に対する運用の部分も含めて検討していただけてきましたけれども、あの、それが、結果的に何かそういう具体的な要望ということに今度、変わっていつてしまうのかっていうような懸念はあります、今後ですね。

あの、「それが目的なのか。」っていうことになると、なかなか私どもとしては、そうではなくて、あの、「市民自治をどうするか。」っていう、もう少し大きな概念でこの委員会の中では、いろいろと考えていただいたと思っておりますので、なかなか通常の要望的なこういう趣旨の内容になってくると、ちょっとそこは違ってきちゃうのかなというふうな懸念は持っています。正直な話をさせていただきました。

●福井委員 そうですね。僕もその、趣旨を伝えて、実際、それを実現するために「こういったことがヒントとしてありますよ。」くらいな感じで受け止めてもらえるなら、これ、そのまま出してもいいかなと思うんですけど。今、やっぱり重たく受け止めるっていうんだったら、何かちょっとやっぱり違うような気がするんですよ。

●高野会長 ただ、やっぱり重たく受け止めてもらえるっていうんであれば、ここまで具体的なものじゃないですけど、結構、実現したらいいんじゃないかと思われるものは要望することはできますよね。

●福井委員 要望になるんですよ。

●高野会長 要望というか、その、まあ、提言。提言ですから、提言ってことはある程度のをこちらからもお示ししなきゃならないっていうのが僕はそういうふうに思っている。ただの報告だったら、いや、「こういう結果でした。」でいいと思うんですけど。提言書っていうふうになるのであれば、ある程度具体的なところまで、まあ、できるかど

うかはさて置いておいたとしても、お示しするっていう形になるのかなって思うんです。それじゃなかったら、提言っていう言葉をまずやめてしまって、回答書とか。諮問ですからその諮問に対する回答書とか、報告書っていう形なると思うんですよね。

●谷岡委員 僕は、いいですか。

●高野会長 はい。

●谷岡委員 僕は、やっぱりそうは思わないんだよな。やはりこれはある程度大きな形で提案をするものであって、それを一つ一つ細かいことを言い出してくると、先ほど事務局から言ったように要望のような形になってくるから、結果的になるとこの推進会議の趣旨が大分、外れてくるような気がするんだよね。それが、僕の感じていることです。

だから、この推進会議自体がね、何を目的にやっているのか。単なる行政に対する要望を目的にして、それをまとめる会議ならば、今の言う具体的な形で、一つずつを取り上げていくことも必要なんだろうけども。そうではなくて、将来に向かって進んでいる目的をね、考えるものであるならば、やはり具体的に一つ一つを言うべきではないのかなというように、事務局がまとめたようなその形でいいのかなと感じておりました。以上です。

●高野会長 そうすると、提言書という言葉はやめた方がいいのかなと思うんですよね、前提として。回答書、程度で留めておけばいいのかなと。提言書と名が付くと、なかなか、「やっぱり、具体性がないじゃないか。」というふうになったら困るので、報告書か回答書という形になると思いますね。そういうことでよろしいですか、まず。

●福井委員 提言、求められてたんでしたっけ。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あの、基本的にはその、29条の見直しというのは、「条文の改正が必要なのかどうか。」ということがベースにありまして、その部分は改正の必要がないと。

ただ、条文の改正というのは改正単体で考えられるものではなくて、当然、その運用がどうなのかということも含めた中での話になってきますので、そういった部分の運用のところで、その答申に対する、あの、諮問に対する答申プラスアルファで、そういった部分についても、あの、回答というのか、それが報告というのか、提言というのかはちょっと分かりませんが、そういうことで何らかの形で市長に返すということはできるのではないかとということです。

●福井委員 なら、こっちは答申書でいい。答申書と提言書を別に提出するかっていう話だよな。

●高野会長 まあ、それでもいいですし、一つにまとめてもそれはどちらでもいいのかなと思うんですね、私は。皆さんの意見で決めればいい話で。ただ、抽象的なもので済ますのであれば、まあ、提言っていう言葉はあまり使わない方がよろしいかなと私は思っていますけれども。

●川島委員 ちょっと待って。今、私は別に提言でもいいかなと思っているんですよね。で、あの、事務局で作ってきてくれたこれ見ると、まあ、パッと見ると非常によくまとめ

られていてね、私はあまり非の打ち所がないのかなというふうにちょっと思っただけです。各章ごとに会議からの意見ということがね、そのものがいわゆる「こうあった方がいいですよ。」というような形で説明をされているのでね。まあ、ここの部分だけを見れば、これは例えば「取組を進めてほしい。」というような記述になってますからね、ここはもう提言なんだろうなという、そういう気はしているんですよ。

で、まあ、今日、あの、会長の方から出てきた部分については、こういう提言という形にしたんだけど、ただ、お話に出たようにね、「具体的に何をどうしらたいのかってというのがよく分からないじゃないか。」ということで、会長の方が資料をね、付けて「こういうものもあるんじゃないですか。」ということをして今日は皆さんにね、提示されてるんだろうというふうにするわけなんです。ただ、その中で、あの、先ほど委員からもありましたようにね、「若干、こうしてくださいよ。」みたいな部分がね、いくつか混ざってるので、そうすると、さっき出た、その、「かくあるべきだ。」というこの会議のね、趣旨に「「こうしてくださいね。」っていうのはなじむんですか。」という。そういうちょっとこの辺のね、境の難しさってというのが一つ出てるのかなと。ちょっとそんなふうな感じはしています。

ただ、本当にね、「こうあったらいいな。」という部分は確かにそのとおりだろうというふうには、会長の部分についてはよく思うんですけどね。

●水口委員 これは、あの、結果的には諮問受けて、市長に返すときは答申書で返すの、それとも提言書で。普通、答申という言葉を使うと思うんですけど、どっちでもいいんですか。

●高野会長 普通は答申だと思うんですけど。これはどちらでもいいんですか、事務局としては。事務局案は提言書案という形でまとまりましたけど。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あの、返すときには当然、諮問ですから答申ということで返します。それで、それは答申書は当然、答申書として出るんですけども、それに付随するような形で提言書を付けるという考え方もできますし、あの、提言書をもって答申をしたというような整理も当然できますので、そこは、まあ、最終的な技術的な問題かと考えます。

●高野会長 じゃあ、二通。答申書一つ、例えばそれに対する、まあ、別に提言書を作って一緒に渡すでも、それは別に問題はないと。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） それは、可能だと。

●高野会長 そうなると、そこは、まあ、最終的にはどうするのかっていうのは、ある程度結論、この会議で結論しなきゃならないと思うんですけども。それとは、今、その部分ではなくて、その提言書を、まあ、どこまで掘り下げるのか、掘り下げないのかっていう話だと思うんで。

●水口委員 これ、会長が提言したということで、まあ、いくつかありますけども。これは、あの、何ていうんですか、その、提言書に値するぐらいの、あの、文言をその中に吸収、まあ、時間がないからね。17日にこれ出す（答申する）んでしょ。そうすると時間がないから、その辺どうなんですかね。却下するっていうのはちょっと。

●竹谷委員 せっかく、これ自体はいいんですよ。具体性がある。

●高野会長 もっと時間がやっばりあれば、実際、他の自治体の見直しの書類も私もいろいろホームページで見ることができるので、取り寄せたり、まあ、印刷してみただけですけど、結構、具体的にみんな書いてるんですよ。「こういうふうにした方がいいぞ。」っていうふうに書いてる。隣の白老町とかも、結構、具体的に書いてるんですよ。はっきり、もう、「議会の情報公開は、足りないぞ。」と、書いてあったりとかね。はっきり書いてるところが多いので、そういうものなのかなと僕は見えて思ったんですけど。ただ、まあ、それをやるにはコンセンサス、皆さんとの話し合いをしなければならないと思うんで。

●福井委員 そうなのさね。

だから、やっぱり高野会長の案をこの会の案として出すのは無理。

●高野会長 それはもう、多分、どっちにしてもできないと僕も思っていたんで、まあ、僕は今までやってきた中で出てきた意見とかそういうのをまとめたに過ぎないっていう部分なんで。そこは、まあ、全然、できるとは思っていないんですけど。

ただ、そこをどうするかっていう話ですよ。本当は具体的にもっと掘り下げたり、手厳しくできるのであれば、本当はした方が多分、より。先ほど、事務局が言うように、受け取った意見、重いというふうに判断するというのであれば、その方がよかったのかなと思うんですけど。かといって、「じゃあ、これ、次年度以降に置いていきます。」っていうわけにもいかないんで。

○事務局（木村政策推進室長） あの、提言書だから重く受け止めるのではなくて、報告書でも何でも、やっぱり、市民自治推進会議から出された文書っていうのは、市としてやっぱりそれは全部、全て重く受け止めるっていう考え方になると思ってます。

●高野会長 ただ、ちょっと中身、「じゃあ、みんないいです、これで。」って言ったんだったら、それは出せばいいんですけど、そういうわけにもいかないんで。

といったところで、「じゃあ、来年度に持ち越します。」っていうわけにもいかないんで、そこはどうしようかなという話ですよ。福井さんとかは。「使えるんだったら、使えばいいんじゃないか。」っていう部分ですよ。

●福井委員 だから、飽くまでも「会」として。

会長が個人的に答申するなら、何の問題もないけれども。

●高野会長 市長にじゃあ要望、市民意見提出手続で、5人集めてやるんだったら、別に、

●福井委員 そうそう。それなら全然、「それでやってください。」っていう話。

●高野会長 それでやりますか、次年度以降に。市民参加条例に基づいて、重く受け止めますって。まあ、確かに、それも結果としては重く受け止めるんですよ。回答しなきゃならないですから、30日以内に。例えば一つずつですよ。「地域コンシェルジュみたいの作ってください。」って言って、できるかできないかは検討した結果、「できませんでした。」って話になるのかもしれないんですけど。

次年度以降には、別に、私も残すつもりも全然、毛頭ないので。まあ、他にもいろいろ、話し合う議題はたくさん、多分、自治体運営していけば出てくると思うんですよね。

●福井委員 だから、基本、やっぱり、自治推進会議は「市民自治をいかに推進していくか。」っていうことが、まあ、命題として残ってるんで。そのヒントになることは入ってるわけですから、だから、是非、活用してもらいたいかんっていう気はするよね、参考資料で。

「これをどうだ。」「いいのかどうなのか。」ということではなく、本当に読み物の一つでもいいですし、参考にはすごくなるものじゃないかなとは思うんで。そこで、「これ、一つ突っ込んでやってみようか。」だとかってなれば、それはそれで、一ついいお土産になるような気はしますけども。

●高野会長 いい迷惑かもしれないですよ。次の人も「いや、こんなの残されても困るんですけど。」って。「地域コンシェルジュについて研究してくれって言われても困ります。」とかって言われるかもしれないですけど。

●福井委員 飽くまでも、先ほどから皆さん言っているように、17日っていう期限がある中で、やっぱりこれを「会の意見」としてまとめるのはちょっと難しいので、今、こちらのね、事務局案の。これ、やっぱりこっちの方に足りない部分があるんなら、ちょっと高野会長の方のやつを若干プラスして、答申なのか提言なのか分からないですけども、出すのが現実的かなと思いますね。

●川島委員 私も同じですね。やはり、あの、事務局案に対して、高野会長からのね。両方、これをね、加えられるところは加えて強調していくっていった方がよろしいんじゃないかなという気はしますね。

●谷岡委員 だけど、時間がないのが問題なんだよね、申し訳ないんだけど。

●高野会長 次年度以降に繰越し、持越しはできないですからね、この事案については。

●福井委員 回答しないとなんないから。

●高野会長 「あとで回答します。」「後日、回答します。」っていうわけにもいかないの、分かりました。じゃあ、まあ、私のところは使えるところはあんまりないとは思うんですけども、まあ、そういう意見が委員の方から出ているという部分はありがたく思いますんで、ちょっと事務局の方と。それは、もう、残り時間がすごい少ないんですけども、まあ、協議をして、まあ、今日、副会長もいないんで、副会長もどういうふうに考えているのかはちょっと話を聞かなければならないと思いますし、他の委員さん、今日、家守さんいらっしやらないんで、そこもちょっとどうなのかというのも考えなきゃならない話だと思いますんで。

一応、今、今日いらっしやるメンバーの中では、まあ、ニコイチという言い方になるんでしょうかね。「うまく使えるところだけは、使っていった方がいい。」という意見をいただきましたので、それは、そのようにちょっと事務局の方と話を進めたいと思います。

それで、先ほど出ていたその、提言書にするのか、答申書にするのか、それもある程度、答えを多分、もうここで決めれるのであれば決めておいた方がよいかなと思うんですけども、

どうでしょうかね。

●竹谷委員 事務局的には、

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 事務局としてはですね、冊子になっていることもあるので、提言書ということで、当初、お示しした、お配りしたような形で。

●高野会長 提言書で答申書とするというやり方ですか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） いや、これにまた、あの、答申書というのは別に鑑が付いてですね、答申書と。で、「答申について、条文の改正は必要ないと判断をした。」と。「なお、附帯意見として、その、別紙のとおり提言書を提出する。」とかですね、まあ、そういうような形かなと考えています。

●高野会長 提言書という名前で提出するというような形でよろしいですか。

【委員了承】

●高野会長 書類の方は、じゃあ提言書という形で進めたいと思います、はい。で、中身はいかがでしょうかね。この事務局の書類に、まあ、

●水口委員 会長一任。具体的にっていうと難しいけどね。具体的にそれじゃあっていうの。

●竹谷委員 報告書の中に会長の案をどのように入れていくかっていうのは、

●高野会長 そこはもう、事務局と限りある時間で検討しなければならない話だと思います、それはもう。皆さんにも出さないっていうわけにもいかないんで、あの、17日の前には、一応、こういう形でまとまりましたということは、ちょっと事後報告的な感じになっちゃうかもしれないんですけども、皆さんにはお示しして、それを市長に出すという形になると思います。

●水口委員 四角の中のその条文（事務局案の別紙、各条文ごとの委員意見）、条文というか、これが変わったことだけでしょ、結果的に。これ（会長案を事務局案に）入れるっていったら。

●高野会長 もしかすると、報告書、

○事務局（加賀谷市民自治推進課長） あの、先ほども課長補佐から話したように、そのこの条文の中身については、もう条例の改正はしない。それについては考えないというところになるんですね。

○事務局（木村政策推進室長） こっち（事務局の報告書案）を変えるかどうかですね。こっちに会長（案）のこの部分（第2章）をどう載せれるかどうか、載せるかどうかっていう話ですね。

- 谷岡委員 だけど、あんまり今度、入れると整合性がなくなる可能性があるよね。
- 水口委員 いや、だから、それはやっぱり、
- 高野会長 そこはもう事務局と長い折衝をするしかないという。いや、もうそれはやむを得ないと思います。
- 竹谷委員 もう時間ないから、もう正副会長に一任っていう形でいかがでしょうか。あと、事務局に。
- 高野会長 どうでしょうか。そういう形でまとめて、
- 竹谷委員 事後報告で。
- 高野会長 あんまり事後報告、僕も好きじゃないんですけど。
ただ、この感じからいくと、皆さんには12日ぐらいには、ちゃんともう、「こんな感じでまとまりましたよ。」っていうことは、出さなきゃならないだろうなと思うんですよ。来週の今日ですね。そうしないと、あと、13（日）、14（日）、15（日）、16（日）、17（日）、まあ、遅くても13（日）、金曜日とか、14日の土曜日ぐらいには書類が多分、手元に届くようなスケジュールでやらなきゃならないんで。ちょっと事務局には非常に申し訳ない、議会中の忙しい、年度末の忙しい時期なんですけど。
そうなんです。なので、ちょっとそこは検討します。で、今日、副会長、いないので、副会長にもその話で、あの、「委員さんから皆さんから出てます。」ということは伝えていきたいと思います、はい。
で、そういうことで、この提言書についてはよろしいでしょうか。分かりました、ええ。
それではですね、その他について事務局の方から説明の方をお願いします。

(2) その他

○事務局（吉田市民自治推進課主査） はい。それでは、一応、あの、再度、確認ということなんですけれども、今、議論されておりましたとおり、答申の方向性なんですけれども、条文の改正が必要な条項はないということとですね、それと、事務局案で示した内容に会長の方から出されていただきました意見の方をできる限り反映させていただいたものを答申として完成させるということで、で、まあ、最終的な微調整等は会長、副会長の方に一任するという形でよろしいでしょうか。

【委員了承】

※市民自治推進会議第4期委員（平成25年4月1日～平成27年3月31日）の任期満了のため、各委員から挨拶があった。

●高野会長 26年度第7回で今年度分の推進会議、全て終了ということで、本当に皆さん、長い2年間でしたけど、お疲れ様でした。そして、ありがとうございました。

3 閉会